

令和 4 年 4 月 27 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12503

研究課題名（和文）近世日本の対朝鮮外交に関する構造的研究

研究課題名（英文）A structural study on Japan's diplomatic policy toward Choson in the Edo period

研究代表者

古川 祐貴（FURUKAWA, Yuki）

弘前大学・人文社会科学部・助教

研究者番号：00784860

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：江戸時代の対馬宗家は、国書の偽造・改竄が発覚した「柳川一件」（1635年）の後、自家が担う朝鮮通交（外交・貿易）を「家業」と見做し、懸命に務める姿勢を見せた。しかし、幕府による貨幣改鑄（1695年）を機に、生命線である朝鮮貿易が危機的状況に陥ると、朝鮮通交（外交・貿易）を幕府から与えられた「家役」と認識するようになる。よく知られた「藩屏」や「朝鮮押えの役」といった対馬宗家の自己認識（由緒）は、恐らくこの「家業」から「家役」への転換に際して生み出されたものであり、こうした自己認識（由緒）を巧みに織り交せて請願を展開していくことで、幕府から多様な譲歩を引き出すことに成功していたと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世日朝関係は、江戸幕府と朝鮮王朝との関係、対馬宗家と朝鮮王朝との関係といった二方向から研究が進められてきた。しかし、これらの関係の「根幹」とも言うべき幕府と対馬宗家との関係はこれまで体系的に研究されることがなかった。そのため、本研究課題では、幕府と対馬宗家との関係を追究することに努め、そうした関係も近世日朝関係を構成する重要な一要素足り得ることを明らかにした。国書や起請文、図書（銅印）といったモノ資料を使って幕府と対馬宗家との関係を追究した点は、これまでにない切り口であると自負している。

研究成果の概要（英文）： After the Yanagawa Incident, Tsushima Island So Clan thought the Japan-Chosen diplomacy and trade as “Kagyō (the task which they did for providing the family regardless of the Shogunate’s order)”, continued their business without disobeying the authority of the Shogunate. However, when the Japan-Chosen trade fell into a crisis due to reminting the silver, Tsushima Island So Clan changed their claim, saying their Japan-Chosen diplomacy and trade was “Kayaku (the task given by the Shogunate)”, not “Kagyō”.

I argue that their new claim of the identity as “Hanpei” “Chosen osaenoyaku” was a reflection of their shifting ideas about their diplomacy and trade from “Kagyō” to “Kayaku”. By claiming their business as “Kayaku”, and emphasizing their contributions to the Shogunate, Tsushima Island So Clan successfully withdraw the huge amount of compensation from the Shogunate.

研究分野：日本近世史

キーワード：江戸幕府 対朝鮮外交 対馬宗家 朝鮮通交（外交・貿易） 自己認識 由緒 対馬宗家文書

1. 研究開始当初の背景

江戸時代において、日本（江戸幕府）と朝鮮（朝鮮王朝）は「対等」の関係にあった。しかし、江戸幕府は単独でそうした関係を取り結んでいたわけではなく、対馬宗家の介入を必要とした。たとえば、徳川将軍の代替時には、朝鮮王朝から朝鮮通信使が派遣されたが、逆に幕府の方から使節が送られることはなく、対馬宗家はその役割を担っていた。幕府は通信使の応接や国書の交換といった「形式的な外交」は担うものの、それ以外の「実務的な外交」は全て対馬宗家に任せきりだったのである。

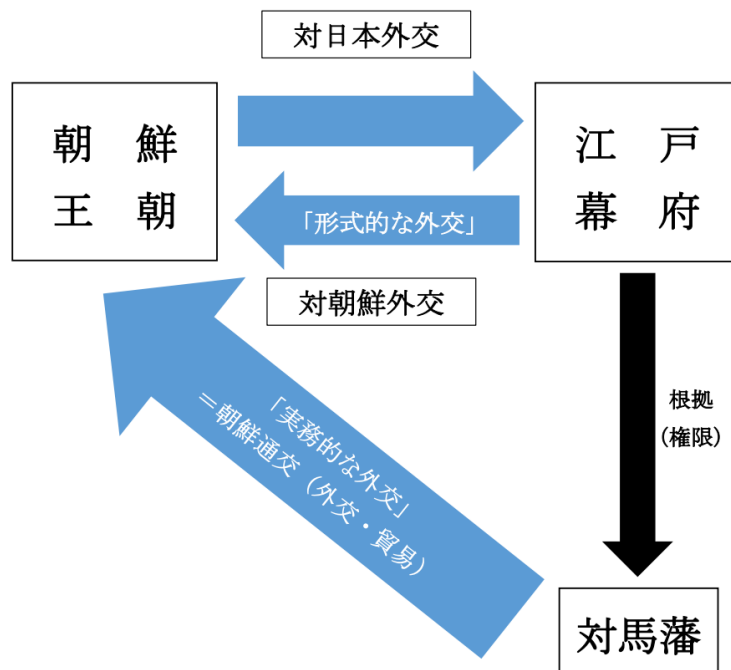
一方で対馬宗家は幕府から朝鮮貿易を認められていた。対馬宗家が支配する対馬島は、その90%以上が山地で占められ、農業生産物（特に米）に乏しかったことから、古くから朝鮮半島との交易に力を入れてきた。宗氏入島後も家臣に朝鮮貿易権を付与することで島主権力の拡大を図ってきたことが知られている（荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』など）。また江戸時代においては、朝鮮貿易を「藩営化」していくことで、一時は長崎貿易を凌ぐほどの貿易量を誇っていたことも明らかにされている（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』）。こうした対馬宗家に対する評価は、「外交面での裏方の役を引き受け、また自らは、朝鮮に対する朝貢者的な立場に置かれながら、これと引き替えに、その最も望むべき実利面——すなわち朝鮮貿易の独占権を保障されていた。」（田代前掲『近世日朝通交貿易史の研究』）に集約されている。

しかし、こうした通説に触れるとき、私は一つの大きな疑問にぶち当たる。幕府の対朝鮮外交、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）については説明がなされているが、幕府—対馬宗家関係はいったいどのようなものであったと想定することができるのかということである。幕府の対朝鮮外交、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）を、近世日朝関係を構成する二軸と捉える研究は未だに多い。実際にこれまでの研究は、このどちらか、あるいは双方に基づくかたちで研究が進められてきた。しかし、この二軸を運用ならしめている「根幹」とも言うべき関係が別にあったのではないかと私は考えている。むしろこのような関係が存在したからこそ、幕府の対朝鮮外交、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）が「円滑」に運用されたのではないかとの見通しである。本研究では、こうした関心に基づき、幕府—対馬宗家関係に焦点を絞った検討を進めていきたい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、江戸幕府の対朝鮮外交、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）の実態解明を通じて、近世日朝関係史上における幕府—対馬宗家関係がどのようなものであったのかを明らかにすることにある。両者の関係を追究するに当たっては、次の三つの課題を設定した。

- ①幕府の対朝鮮外交とはいったいどのような内実を持つものであったのか。
 - ②対馬宗家が朝鮮通交（外交・貿易）を担う根拠（権限）とはいったいどのようなもので、いかなる過程を経て幕府から認定・保障を受けていたのか。
 - ③対馬宗家の自己認識（由緒）創出の背景とはいったいどのようなものであったのか。
- ①に関しては、これまで朝鮮通信使への応接に着目した研究が積み重ねられ（三宅英利『近世日朝関係史の研究』など）、近年に至っては、ある事象への対応に垣間見える幕府の対朝鮮姿勢といったものが明らかにされてきた（池内敏『大君外交と「武威」』など）。しかし、「ある事象」とは、17世紀末期の「竹島一件」や18世紀中期の「崔天宗殺害事件」のことであり、これらは一般的に「非日常」に属する事柄である。通信使への応接も「非日常」であることを考えれば、これまでの研究は全て「非日常」の対朝鮮姿勢を扱ってきたこととなり、一般的に幕府が朝鮮をどのように見ていたのかが分かっていない。つまり「非日常」ではない「日常」も分析しなければ、幕府の対朝鮮姿勢を解明したことにはならないということである。本研究では「日常」の対朝鮮姿勢も取り上げるべく、(1)朝鮮国王宛て徳川将軍国書・別幅、(2)朝鮮御用老中の二つを取り扱う。(1)は通信使来日に際して作成されるものであり、「非日常」に属するものであると言えるだろう。従来の成果と同様の結果が得られるのかどうか自分自身の目で確かめてみたいと思っている。(2)



は幕府内に設置された朝鮮御用老中を通じて「日常」の幕府の対朝鮮姿勢を読み取ろうとするものである。同老中は間断なく設置されていたわけではないが、網羅的に扱うことで浮かび上がってくる幕府の対朝鮮姿勢を読み取っていききたい。こうした二つの検討（「非日常」「日常」）を通じて初めて幕府の対朝鮮姿勢がどのようなものであったのかが明らかになるだろう。

②についてはまさに幕府一對馬宗家関係の「根拠」とも言えるものである。過去に荒野泰典氏は「家役」という言葉を使って対馬宗家が担う朝鮮通交（外交・貿易）の根拠（権限）について説明した（荒野泰典『近世日本と東アジア』）。しかし、「家役」という言葉は江戸時代初期から存在したのではなく、幕末期に初めて使用された言葉である（石川寛「対馬藩の自己意識」）。また仮に根拠（権限）が「家役」であったとしても、何の手続きも経ないまま幕末期まで認められ続けたとは考えにくい。やはり徳川将軍代替時、あるいは藩主交代（家督相続）時に何らかの手続きが取られていたと見るべきであろう。そこで本研究では、対馬宗家の藩主交代（家督相続）を取り上げることは勿論、将軍代替時や藩主交代（家督相続）時に提出される藩主起請文、藩主代替（家督相続）のたびに朝鮮から改鑄してもらっていた図書（銅印）に着目することにしたい。対馬宗家の藩主交代（家督相続）の手続きや図書（銅印）については、これまでも少なくない量の研究が蓄積されているが（大森映子『お家相続』など）、不思議なことにこれらの事象を有機的に結び付けたものは未だかつて存在しない。起請文の提出や図書（銅印）の受領が藩主交代（家督相続）時に特有のものであったことを考えれば、藩主交代（家督相続）と切り離して考えること自体難しいであろう。これらを分析することで、対馬宗家が朝鮮通交（外交・貿易）を担う根拠（権限）がどのようなものであったのかを明らかにするとともに、それがいかなる過程を経て幕府から認定・保障を受けていたのか解明してみたい。

③は請願（対幕府交渉）に対馬宗家が用いた「藩屏」「朝鮮押えの役」に関するものである。これらの語は以前から研究の対象として注目され（田代和生『日朝交易と対馬藩』など）、中でも「藩屏」については、使用の経緯やその後の展開に至るまで詳しく解明されている（吉村雅美「十八世紀の対外関係と「藩屏」認識」）。しかし、「朝鮮押えの役」については、対馬宗家が18世紀中後期に使用した自己認識（由緒）であるという以外（鶴田啓「朝鮮押えの役」はあったか）、具体的なことは何も分かっていない。同じ自己認識（由緒）である以上、「朝鮮押えの役」も「藩屏」同様の水準で検討される必要があるだろう。また両者の具体的な事情が分かっただけでさらに追究したいのは、対馬宗家が両者をどのようなものとして認識していたのかということである。吉村氏による「藩屏」の分析によって同語が18世紀末期に「藩屏」の「役」論として展開されたことが明らかとなっている（吉村前掲「十八世紀の対外関係と「藩屏」認識」）。すなわち、「朝鮮押えの役」も「役」として同様の経緯を経ていたのではないかといった推測である。もしこの仮説が正しいとすれば、対馬宗家はある時点で当初持っていた自己認識（由緒）を変貌させていたことになる。その「転機」が何であったのかを解明することは、幕府一對馬宗家関係を考えるうえで最も重要なことであろう。「役」への変貌も視野に、これらの自己認識（由緒）について検討し直し、ひいては幕府一對馬宗家関係を考える一助としたい。

3. 研究の方法

江戸幕府の対朝鮮外交、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）の実態解明を通じて、近世日朝関係史上における幕府一對馬宗家関係がどのようなものであったのかを明らかにするために、3つの課題を設定し、それぞれを3ヶ年に振り分けた研究を実施する。最終年度は③に関する分析を行うとともに、研究課題全体のまとめを行う。

- ①幕府の対朝鮮外交とはいったいどのような内実を持つものであったのか。
- ②対馬宗家が朝鮮通交（外交・貿易）を担う根拠（権限）とはいったいどのようなもので、いかなる過程を経て幕府から認定・保障を受けていたのか。
- ③対馬宗家の自己認識（由緒）創出の背景とはいったいどのようなものであったのか。

4. 研究成果

本研究は3ヶ年で完遂するところ、期間中に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により予定していた調査が実施できなかつたことから、やむなく1ヶ年の期間延長を申請し、4ヶ年をかけて終了したものである。本研究の大部分は、令和3年（2021）に提出した学位請求論文「近世日朝関係と江戸幕府・対馬宗家」としてまとめたことを付言しておく。以下に研究成果の概略を示す。

①江戸幕府の対朝鮮外交とはいったいどのような内実を持つものであったのか。

本課題では、(1)朝鮮国王宛て徳川将軍国書・別幅、(2)朝鮮御用老中の二つを素材とし、幕府の「非日常」「日常」双方の対朝鮮姿勢を検討した。徳川将軍国書・別幅については、未だ大韓民国で原本が見つからない状況であるが、日本に残される精巧な控や写、作成に係る記録・文書を網羅的に収集することで、そこに垣間見える幕府の対朝鮮姿勢（「非日常」）を浮き彫りにすることができた。すなわち、幕府は江戸時代最後の朝鮮通信使（1811年）に至ってもなお、印章の変更一つ対馬宗家を介して朝鮮側の了解を取ろうとしていた、である。対馬宗家の判断で実際に実行に移されることはなかったが、幕府が朝鮮側の了解を取ろうとしていたことの意味は大きい。なぜなら朝鮮への向き合い方を未だ理解していなかったことを示すからである。了解を取るとは朝鮮との不要な衝突を避けるためであったと考えられるが、これはまさに過去の研究が明らか

にした「非日常」における幕府の対朝鮮姿勢＝日朝関係の維持を最優先したもの（池内前掲『大君外交と「武威」』など）、と捉えることができる。一方で「日常」の対朝鮮姿勢とはいったいどのようなものであったのか。この点については、朝鮮御用老中の分析を通じて明らかにした。そもそも朝鮮御用老中とは、17世紀末期に対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）に係る相談を受け付けるために幕府内に設置した幕府老中のことである。「朝鮮御用老中」といった役職が実際に存在したわけではなく、幕府老中の一担当であったと考えた方が実態に近い。しかし、同老中は決して朝鮮通交（外交・貿易）のプロパーであったわけではない。就任のたびに対馬宗家からレクチャーを受けていたし、朝鮮通交（外交・貿易）に係る基本的な事項すら理解していなかったからである。初期の朝鮮御用老中こそ対馬宗家の請願（対幕府交渉）を有利に導くこともあったが、後に同老中のポジションが利権化されるにつれ（山本博文『対馬藩江戸家老』）、必ずしも対馬宗家の思い通りとはいかなくなってしまう。つまり朝鮮御用老中とは、幕府の朝鮮に対する関心の高まりを反映したものではなく、極めて内政的な事情によって生み出されたものだったのである。このような事情を考えると、幕府は「日常的」に朝鮮のことを重視していたとは思われない。対馬宗家に全てを任せきりにしていたことから、ほとんど顧みる必要がなかったということであろう。幕府は江戸時代を通じて「日常」はこのような対朝鮮姿勢を貫いていたと考えられ、だからこそ「非日常」においても日朝関係の維持を最優先する行動を取らざるを得なかったと想像されるのである。

②対馬宗家が朝鮮通交（外交・貿易）を担う根拠（権限）とはいったいどのようなもので、いかなる過程を経て幕府から認定・保障を受けていたのか。

本課題では、(1)藩主交代（家督相続）、(2)徳川将軍宛て藩主起請文、(3)凶書（銅印）といった三つの観点から分析を行った。まず藩主交代（家督相続）について。通常、藩主交代（家督相続）は藩主の死亡に伴って後継者が江戸に参府し、幕府から相続を認められることで次藩主たり得た。この点是对馬宗家も変わりがないと言えるが、家督と同時に朝鮮通交（外交・貿易）が命じられている点は大きく異なる。この朝鮮通交（外交・貿易）は、通常家督とセットで命じられることから、それだけが持つ意味を捉えることは難しい。しかし、宗義倫（4代藩主）死去に伴う宗義方（後の5代藩主）への相続に際して、家督の相続は認められても、朝鮮通交（外交・貿易）が認められないといった異例の事態が発生した。その原因は宗義方が若年であったためとされている。代わりに朝鮮通交（外交・貿易）を命じられたのは、すでに藩主を引退していた宗義真（3代藩主）であった。実は彼が若年では務まらないと幕府へ進言していたために、宗義方（後の5代藩主）は朝鮮通交（外交・貿易）を命じられなかったのである。こうした家督と朝鮮通交（外交・貿易）の乖離は、過去の研究においても多少なりとも指摘されてはいたが、宗義真（3代藩主）のいかなる意志に基づいて幕府への進言がなされていたのかが分かっていなかった。私は当時の状況に照らし合わせ、朝鮮通交（外交・貿易）を少しでも「重く」見せるための働きかけの結果が幕府への進言につながっていたと推測した。また対馬宗家の家督相続に関しては、朝鮮通交（外交・貿易）がセットで命じられなければ、「当主」たり得ても「藩主」たり得なかったことも併せて指摘した。

続いて徳川将軍宛て藩主起請文について。対馬宗家が幕府に提出した藩主起請文は、ごく一部が紹介されるだけで、それが江戸時代を通じていかに変遷していったのかが全く分かっていない。ここでは対馬宗家文書内に残される藩主起請文の控や写、作成に係る記録・文書を通時的に分析することで、藩主起請文の変遷について明らかにした。藩主起請文と一口に言っても、将軍代替時に提出される藩主起請文（A）と、藩主代替時に提出される藩主起請文（B）、その他必要に応じて提出される藩主起請文（C）の三つに分かれる。対馬宗家は偽使の派遣、国書の偽造・改竄が完全に封印された「柳川一件」（1635年）直後に藩主起請文（C）を提出し、「家業」として朝鮮通交（外交・貿易）を担うことを幕府に宣言した。徳川家綱（4代将軍）の就任（1651年）に際して提出された藩主起請文（A）は、先に提出した藩主起請文（C）をほぼ踏襲したものであり、提出理由や目的によって起請文の内容が変わらないということをも明らかにすることができた。対馬宗家は宗義倫（4代藩主）の就任に際して、急遽藩主起請文（B）の提出を始めるが（1693年）、これも徳川綱吉（5代将軍）の就任（1680年）に際して提出された藩主起請文（A）に則ったものであった。将軍代替に際して提出される藩主起請文（A）と藩主代替に際して提出される藩主起請文（B）は、多少の文言の違いこそあるが、内容はほぼ同じであり、藩主起請文（A）は綱吉就任に際して提出されたもの、藩主起請文（B）は宗義倫（4代藩主）就任に際して提出されたものがそれぞれ江戸時代を通じて「固定化」された。特に藩主起請文（B）の提出のタイミングを見てみると、家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）の継承が叶い、初入国へ向けて出発する直前に出されていることから、藩主起請文（B）はこれから朝鮮通交（外交・貿易）を担うという宣誓行為の意味を持ったものと推測した。家督相続は実現しても、朝鮮通交（外交・貿易）を命じられなかった宗義方（後の5代藩主）は、家督相続直後ではなく、朝鮮通交（外交・貿易）を譲られた後に藩主起請文（B）を提出している。藩主起請文（B）の提出が宣誓行為の意味を持ったからこそ、他の大名家が藩主代替起請文の提出を途中で停止する中（大河内千恵『近世起請文の研究』）、対馬宗家は継続したと考え得るし、こうした行為を通じて朝鮮通交（外交・貿易）を担うことの重要性を幕府に対してアピールしたのもと考えられる。

最後に凶書（銅印）について。朝鮮王朝から造給される凶書（銅印）に関する研究は、機能面や形態面も含め多数存在する。しかし、江戸時代に造給された凶書（銅印）が対馬藩主就任のどのタイミングでなされていたのか具体的な検討は未だ見られない。対馬宗家は家督相続に際して、

幕府から朝鮮通交（外交・貿易）を命じられる。国元の対馬では、このタイミングで告襲参判使を朝鮮に派遣し、後に図書参判使を派遣することで新たな図書（銅印）を獲得することができた。先に派遣される告襲参判使は新「藩主」の就任を告げるものであり、当然にこれは朝鮮通交（外交・貿易）の継承を前提としていた。このため先に紹介した宗義方（後の5代藩主）の際は、朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなかったことから、告襲参判使が派遣されることはなかったのである。図書（銅印）を受領したのは、再び朝鮮通交（外交・貿易）を担うことになった宗義真（3代藩主）であった。朝鮮通交（外交・貿易）と図書（銅印）が分かちがたく結び付いている事実は、この後宗義方が朝鮮通交（外交・貿易）を譲られ、正式に「藩主」となった直後に図書（銅印）を受領していることから明らかであろう。図書（銅印）は幕府から朝鮮通交（外交・貿易）を命じられて初めて受領することができるものだったのである。一方でこれら藩主図書（銅印）とは別に藩主嫡子が使用する児名図書（銅印）といったものがある。江戸時代における児名図書（銅印）の存在は、宗義成（2代藩主）のものから確認することができるが、児名図書（銅印）がどのようなタイミングで受領されていたのか、対馬宗家の中でもはっきりと決まっていなかったようである。藩主の裁量に基づいて受領されていた形跡があり、藩主図書（銅印）のような厳格性が備わっていたものではない。しかし、宗義方（5代藩主）の嫡子・岩丸の際に転機が訪れる。岩丸図書（児名図書）の受領に際して対馬宗家は、朝鮮に対して岩丸が幕府の「嫡子成」を受けている事実を強調した。幕府から嫡子として認められているからこそ、児名図書（銅印）を受け資格があるというのである。岩丸図書（児名図書）の造給は認められ、以後の児名図書（銅印）の受領に際しては、「嫡子成」が要件となる。藩主図書（銅印）同様に、児名図書（銅印）にも厳格性が求められるようになったということであろう。

以上をまとめると、対馬宗家は家督相続の際に幕府から朝鮮通交（外交・貿易）を認められることで、任地＝対馬での朝鮮通交（外交・貿易）を担う根拠（権限）としていたし、藩主起請文の提出によって朝鮮通交（外交・貿易）を担うことの宣誓、朝鮮からの図書（銅印）受領によって朝鮮通交（外交・貿易）の実務開始と見做していたことが分かる。

③対馬宗家の自己認識（由緒）創出の背景とはいったいどのようなものであったのか。

本課題では、対馬宗家の自己認識（由緒）と目される「藩屏」「朝鮮押えの役」のうち、後者の「朝鮮押えの役」に関する検討を行った。同語については18世紀中期以降、急遽登場し、いち早く分析を行った鶴田啓氏も、同語がいつ頃から使われ始めたのか明らかにしていない（鶴田前掲「朝鮮押えの役」はあったか）。幕府に対して展開した自己認識（由緒）であることを踏まえれば、対馬宗家文書内に残される請願（対幕府交渉）記録・文書を網羅的に扱うことでその初見を掴むことができるだろう。結果、正徳元年（1711）に新井白石（将軍侍講）に対して提出した「覚書」の中に「朝鮮之押」なる語が使われている事実が判明した。「覚書」は白石に対する「武備之儀」（朝鮮貿易への挺入れ）、「官位之儀」（対馬藩主の少将昇進）の請願（対幕府交渉）を意図して作成されたものである。「朝鮮之押」は朝鮮に対する対馬藩主の（過重な）役回りを端的に表現できる言葉として創出され、当時の白石が幕府老中の官位と「職分」の不均衡の是正に取り組んでいたことから発露された。すなわち対馬宗家は「朝鮮之押」を白石に開示することで、対馬藩主の官位と「職分」の不均衡さをアピールし、少将への昇進を図ろうとしていたのである。「覚書」は白石の目に入るものの、結局、官位昇進は実現することなく、白石・芳洲論争へと突入してしまふ。同論争においては、「武備之儀」は取り上げられても、「官位之儀」が議論されることはなかった（田代前掲『日朝交易と対馬藩』）。銀輸出額減少の阻止に注力するあまり、「官位之儀」どころではなかったのであろう。しかし、「官位之儀」をきっかけに創出された「朝鮮之押」は、対馬宗家の朝鮮に対する（過重な）役回りを端的に表現できる言葉として、その後も請願（対幕府交渉）のたびに使用されたものと考えられる。これが後に対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）観の「転換」を経て、「朝鮮押えの役」という言葉が生み出されることになったのだろう。朝鮮通交（外交・貿易）観の「転換」とは、対馬宗家が朝鮮通交（外交・貿易）を「家業」ではなく、幕府から与えられた「役」（＝「家役」）と見做すことである。幕府の貨幣改鑄（1695年）に端を発する朝鮮貿易の危機的状況は、対馬宗家による請願（対幕府交渉）の頻発を惹起する。私はこの過程の中で朝鮮通交（外交・貿易）の「家業」から「家役」への「転換」が起こったと考えており、ひいては「朝鮮之押」が「朝鮮押えの役」へと「発展」したのではないかと見ている。「朝鮮押えの役」が18世紀中後期に特有の言葉であることを考えれば、少なくとも18世紀中期頃には「家役」への「転換」がなされていたのであろう。一方で異国船来航が頻発する18世紀後期においては、朝鮮という一国に捉われない「藩屏」という言葉が多用される。この言葉も後に「役」論化し、「藩屏」の「役」論として幕府に展開されていくことが明らかにされている（吉村前掲「十八世紀の対外関係と「藩屏」認識」）。「役」論化の背景には、「朝鮮之押」のとき同様、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）観の「転換」（「家業」→「家役」）があったと考えられる。また「転換」の前提には、「非日常」「日常」の幕府の対朝鮮姿勢が存したであろうことも想定した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 2
2. 論文標題 正徳度信使費用拝借の舞台裏 「武備之儀」「官位之儀」の請願と「朝鮮之押」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 長崎県対馬歴史研究センター所報	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 2
2. 論文標題 宗義成・宗義質口宣案の伝来	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 長崎県対馬歴史研究センター所報	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Masataka Aizawa, Chitoshi Mizota, Takahiro Hosono, Ryuichi Shinjo, Yuki Furukawa, Yoshihiro Nobori	4. 巻 41
2. 論文標題 Lead isotopic characteristics of gun bullets prevailed during the 19th century in Japan Constraints on the provenance of lead source from the United Kingdom and Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Archaeological Science: Reports	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.jasrep.2021.103268	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 711
2. 論文標題 大韓民国国史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」の形成	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本史研究	6. 最初と最後の頁 22-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 53
2. 論文標題 対馬と私と宗家文書と	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 樂	6. 最初と最後の頁 46-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 1
2. 論文標題 対馬宗家の家督相続と朝鮮通交 (外交・貿易)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 長崎県対馬歴史研究センター所報	6. 最初と最後の頁 68-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古川祐貴	4. 巻 1
2. 論文標題 宗義成・義質口宣案について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 長崎県対馬歴史研究センター所報	6. 最初と最後の頁 37-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古川祐貴・藤井良昭・堀田圭吾	4. 巻 16
2. 論文標題 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理から見た「毎日記」の生成	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東風西声	6. 最初と最後の頁 91-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川祐貴・岡本真・松方冬子	4. 巻 29
2. 論文標題 日本・朝鮮・西欧・台湾鄭氏往復外交文書表 16世紀末～19世紀初頭における	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東京大学史料編纂所研究紀要	6. 最初と最後の頁 15-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 松方冬子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 360
3. 書名 国書がむすぶ外交	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関